官

- 「可見の事情である。 「可見の事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十一条第二項の規定により都道 な、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 は、当該指導又は助言を受けた場合 は、当該指導又は助言により市町村

(号外第 224 号)

- て必要な改善を行わなければならない。 とともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従っじ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力する当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は
- から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。6 指定居宅介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第三項
- い。 都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならな第四十条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、
- 3.旨足弓が下獲罪と当は、引用者に対ける旨足弓が下獲の是せにより告覚けべき事女が終しって易いばならない。 はならない。 1.前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなけれ
- 、盆十つ区分) 合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場
- ければならない。 第四十二条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかな
- 居宅介護を提供した日から五年間保存しなければならない。2.指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定2.指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定
- 四十三条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあ第一項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは、第一項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十三条について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十三条第第四十三条 第九条から第四十二条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業

- は「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。は「第四十三条第一項において準用する第三十六条」と、第三十一条中「食事等の介護」とあるののは「第四十三条第一項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第五条第二項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるるのは「第四十三条第一項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中、第五条第二項」
- 「第二十五条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第三十五条」と読み替えるもの項中「第三十六条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第三十六条」と、第三十条第二項中「第五条第二項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第二十六条」と、第三十条第二年「次条第一項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第二十一条第一項」と、第二十六条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十一条第二項中「第四十三条第二項において準用する次条第一項」と、第二十一条第二年十一条第二項において準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条とあるのは「第四十三条第二項において準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあまる。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者の員数)

- じ。)の員数は、三人以上とする。 準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。)ごとに置くべき従業者 基という。)の事業を行う者 (以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。)が、当該事業四十四条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス (以下この節において「基準該当居宅介護」
- き従業者の員数は、一人以上とする。
 該当居宅介護事業者にあっては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべる 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準
- (管理者)
- に従事させることができるものとする。基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とは、当該理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該第四十五条、基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管
- (設備及び備品等)
- 基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。第四十六条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、
- 該当する場合には、この限りでない。の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも第四十七条(基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護
- 有する場合 によっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所をによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を一 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみ
- て提供される場合 出該居宅介護が第四十四条第三項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づい 当該居宅介護が第四十四条第三項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づい
- 護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合三・当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介
- じなければならない。

 「じなければならない。

 「いないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講次条において準用する第二十六条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係るを基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用